

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(下神指)	令和4年1月21日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.24 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.49 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	1.03 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.03 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.20 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○集落内の認定農業者は1名。後継者の育成が必要である。 ○集落内農業従事者についても、高齢化が進んでいる。</p> <p>■農地 ○リタイヤ等で畑地の維持管理が懸念されている。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○リタイヤ等で貸借が必要な農地については、貸し手と借り手の状況に合わせて農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用して集積を進めていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

- 今後、リタイヤ等で耕作不能となる土地（主に田）については、中心経営体となる担い手を中心に貸借を行っていく。
- 兼業農家の方については、継続して作付けを行っていただき、リタイヤや規模縮小を希望する際には、中心経営体への集積を図る。

② 農地中間管理機構の活用

- 中心経営体への集約・集積を図る手段としての役割や、貸借に係る事務労力が軽減されることから、農地中間管理機構の活用を推進していく。

③ 新たな担い手の育成

- 集落の担い手となる新たな中心経営体の育成・確保について、集落内の若手農業者や兼業農家を含め検討していく。
- 新規就農者を中心に畑地の活用について検討し、リタイヤ後の一部作業を行うことできる高齢者と共に園芸作物の生産の取り組みを検討していく。

④ 多面的機能支払制度への取り組み

- 農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度への取り組みを検討する。
- 多面的機能支払制度への取り組みについては、農業者のみならず非農業者も含め集落全体で取り組むことを検討していく。